

産業廃棄物収集運搬分別業務委託契約書

排出事業者 秋田県立大曲高等学校 校長 伊藤 成孝（以下「甲」という。）と、収集運搬業者 株式会社 □□□ 代表取締役 ◇◇ ◇◇（以下「乙」という。）は、甲の事業所（秋田県立大曲高等学校から排出される産業廃棄物の収集運搬分別に関して次のとおり契約を締結する。

（法令の遵守）

第1条 甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、産業廃棄物の収集運搬分別業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第3条 この契約による委託期間は、契約締結の日から令和5年12月26日までとする。

（産業廃棄物の種類、収集運搬運搬予定数量）

第4条 甲が、乙に収集運搬を委託する産業廃棄物の品名、数量は、次のとおりとする。

品名：混合廃棄物 数量：60t

2 甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

（委託料）

第5条 委託料は、〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額△△△円）とする。

2 乙は、委託業務終了後、速やかに作業実績報告書及び委託業務完了届を甲に提出するものとする。ただし、業務終了報告書は、収集運搬業務についてはそれぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票、B4票、B6票、又は電子マニフェストの運搬終了報告があるときは、それらをもって委託業務完了届に代えることができる。

3 甲は、乙から前項による業務の報告を受領したときは、速やかに検査確認しなければならない。

4 乙は、前項の検査に合格したときは、甲の定める手続きに従って委託料を甲に請求するものとする。

5 甲は、乙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

（契約保証金）

第6条 乙の納付する契約保証金は〇〇〇〇円とする。なお、契約保証金は、乙の義務履行を確認後に利子を付さず還付する。

（委託内容）

第7条 乙の事業範囲は、以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付するものとし、下記に記載の許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：秋田県

許可の有効期限：令和5年 月 日

事業範囲：別紙許可証のとおり

許可の条件：別紙許可証のとおり

許可番号：第 号

（運搬の最終目的地）

第8条 乙は、甲から委託された第2項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏名：株式会社 ○○○ 代表取締役 △△ △△

住所：秋田県大仙市大曲○○町□番△号

許可都道府県・政令市：秋田県

許可の有効期限：令和5年 月 日

事業の区分：別紙許可証のとおり

産業廃棄物の種類：別紙許可証のとおり

許可の条件：なし

許可番号：第 号

事業場の名称：株式会社 ○○○

所在地：秋田県大仙市大曲○○町□番△号

(内容の変更)

第9条 産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び過度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

(収集運搬過程における積替保管)

第10条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行わない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第11条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具現化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その事項

キ その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約の有効期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、通知する変動幅の範囲について、あらかじめ乙と協議の上、定めるものとする。

3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報どおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」の「容器貼付用ラベル」参照)。

4 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項を正確にもれなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取るものとする。

(責任範囲)

第12条 乙は、委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第3条に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集運搬しなければならない。

2 乙が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

3 乙が第1項の業務の過程において第三者に損害を及ぼした場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲において賠償し、乙に負担させない。

4 第1項の業務の過程において乙に損害が発生した場合に、甲の指図又は甲の委託の仕方(甲の委託した産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。)に原因があるときは、甲が乙にその損害を賠償する。

(再委託の禁止)

第13条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集運搬業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲から書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 乙は、本契約上の権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲から書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(業務の一時停止)

第15条 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了承を得て、業務を一時停止することができる。この場合には、乙は甲にその理由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力するものとする。

(機密保持)

第16条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の書面による承諾を得なければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第18条 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、本契約を解除することができる。

2 前項に基づき、甲又は乙から契約を解除した場合に、本契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は甲の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、損害を賠償請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し、当該運搬費用を請求することができるものとする。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度、甲乙が誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

本契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙は、各々記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 秋田県大仙市大曲栄町6番7号
秋田県立大曲高等学校 校長 伊藤 成孝

乙